

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年7月14日

株式会社北條組

代表取締役社長 北條 將隆

問合せ先：（株）北條組管理本部 石川 修司 TEL 026-244-4347

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様や発注者等のステークホルダーの他、地域の皆さまから信頼され続ける企業でありたい、と考えており、併せて、持続的な企業価値の向上を目指しております。

そのため、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	ありません。
-----------	--------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北條 将隆	303,300	30.95
北條 将道	128,100	13.07
㈱北條組 社員持株会	100,500	10.74
北條 美憲	82,200	8.79
北條 清隆	75,700	8.09
北條 隆志	73,200	7.83
北條 克栄	67,700	7.24
北條 磨	63,200	6.76
金丸 愛子	8,000	0.86

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

上記「大株主の状況」は 202●年●月●日現在の株主名簿の記載に基づくものです。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主はおりませんが、支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

なお、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。取締役会において適時関連当事者取引を把握することで、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築、履行する方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、かなで監査法人と「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づく監査契約を締結しております。随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めています。さらに、内部監査室は、年間内部監査計画に基づき、各部門の業務監査及び特命監査を行っております。監査役、会計監査人及び内部監査室は、適宜、情報連携を図りながら、それぞれの担当分野における監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	なし

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※ 1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 亮祐	他の会社の出身者													

※ 1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 亮祐			同氏は、監査法人での勤務経験もあり、公認会計士としての専門知識を有していることから、当社の会計に対する的確な監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	なし
---------	----

その他独立役員に関する事項

ございません

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ございません。

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

該当項目に関する補足説明

ございません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は7名の取締役で構成されており、毎月1回定期例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、経営の基本方針の決定や取締役の業務執行状況の監督、業績の報告のほか法令で定められた重要事項について審議・決定を行っております。

取締役会には取締役7名のほか監査役1名も出席し、必要に応じて意見・助言等を受けております。

(b) 監査役

当社の監査役は1名であります。監査役は監査役規程に基づき、法令・定款に従い監査の基本方針等を決定し、決定年間計画を策定、それに基づき、監査を実施しております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、適宜必要な意見を述べております。さらに、内部監査室及び会計監査人との連携により、必要な情報の共有化を図っております。

(c) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄組織である内部監査室を設け、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、監査役及び監査法人とも定期的に意見交換及び情報共有を行っております。

(d) 会計監査

当社はかなで監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年5月期において監査を執行した公認会計士は杉田昌則氏、若月健氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる主要な補助者は公認会計士5名、その他3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、株主や投資家の皆様へ当社の情報を開示するにあたっては、金融商品取引法などの関連諸法令や東京証券取引所の適時開示規則に則った、公平・公正な情報開示を心がけます。また、開示を要する情報に該当しない場合でも、投資意思決定に資すると当社が判断した情報については、タイムリーかつ積極的な開示に努めます。	なし
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では考えておりません。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
実施していない	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

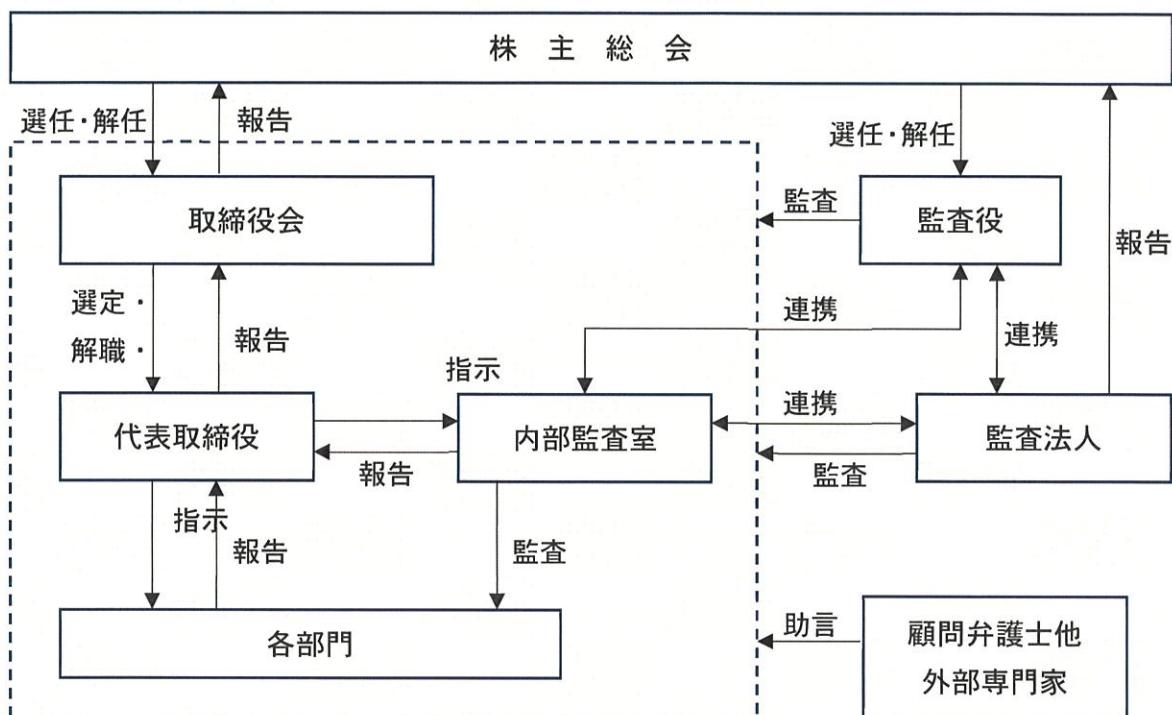
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

